

第2回東村山市農業委員会

総会議事録

令和2年2月

第2回東村山市農業委員会総会議事録

令和2年2月25日（火）午後2時00分、第2回東村山市農業委員会総会が北庁舎2階第3会議室において招集された。

1. 出席委員

3番委員 町田 茂樹

4番委員 増田 勝義

5番委員 水木 一江

6番委員 久野 一彦

7番委員 近藤 進

8番委員 浅見 伊佐雄

9番委員 小山 定昭

11番委員 鈴木 八百造

13番委員 小俣 寛一

14番委員 小山 俊雄

欠席委員

1番委員 江藤 保久

2番委員 肥沼 和夫

10番委員 金子 邦雄

12番委員 比留間 富治

2. 事務局

事務局長 篠宮 雅登

課長補佐 高橋 正実

主任 小澤 俊介

書記 田中 あけみ

事務局 問題点として指摘された事項について、改善方法を記載した念書を届出人兼相続人の■■■■氏より提出していただきました。物置部分の測量を行い、測量図を提出することと、物置部分を納税猶予の対象から除くことの確約をいただいております。

議長 ありがとうございます。この件について、ご質問・ご意見等がありますでしょうか。

— 委員一同納税猶予地として問題ないとの見解 —

議長 異議なしとの事ですので、今回の申請につきまして納税猶予適用農地として適当であると判断します。それでは、申請者にご入室いただきます。

■■■代理、■■■■氏は入室してください。

— ■■■■氏 入室 —

議長 申請頂きました納税猶予の適格者証明に関して、異議無く承認されましたので、証明書を交付いたします。また、納税猶予制度に関してのご説明をここでさせていただきます。

相続税納税猶予制度は、東京農業にとりまして極めて重要な制度であり、この制度の存続なしに農業経営の継続は不可能といえます。今までにも東村山市におきまして、多くの相続人の方がこの制度を利用し農業を継続しております。

つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、特例農地を日頃からきれいに耕作されますようお願いいたします。

また、次のことについては忘れないよう実行をしてください。

- ①申告後から3年目ごとに「継続届出書」の提出が必要です。
- ②特例農地は、自らが継続して農業のため利用することが必要です。
- ③特例農地を売ったり貸したりした場合には、税務署及び農業委員

会への届出が必要です。

何かご不明な点がございましたら、地区の農業委員及び事務局までご連絡下さい。

■■氏 はい、わかりました。

— 適格者証明交付、■■■■氏退室 —

議長 続きまして、2件目を事務局より説明をお願いしたいと思います

事務局 続きまして2件目、届出人兼相続人は東村山市■■■■■■■■■■、■■■■、生年月日は昭和■■年■月■■日。被相続人は東村山市■■■■■■■■■■、■■■■■■■■。相続開始年月日は令和元年5月11日。被相続人の耕地農地は9,158.9㎡。特例を受ける農地は東村山市■■■■■■■■■■で13㎡、■■■■■■■■で70㎡、■■■■■■■■で204㎡、■■■■■■■■で66㎡、■■■■■■■■で505㎡、■■■■■■■■で531㎡、■■■■■■■■で132㎡、■■■■■■■■で1,128㎡、■■■■■■■■で27㎡、■■■■■■■■で8.58㎡、■■■■■■■■で12㎡、■■■■■■■■で11㎡、■■■■■■■■で6.45㎡、■■■■■■■■で23㎡、■■■■■■■■で2.84㎡、■■■■■■■■で2.17㎡、■■■■■■■■で3.09㎡、■■■■■■■■で2.96㎡、■■■■■■■■で67㎡、■■■■■■■■で134㎡、■■■■■■■■で2.07㎡、■■■■■■■■で86㎡、■■■■■■■■で6.3㎡、■■■■■■■■で4.35㎡、■■■■■■■■で7.82㎡、■■■■■■■■で0.7㎡、小計3,056.33㎡、同じく、■■■■■■■■■■で169㎡、■■■■■■■■■■で932㎡、■■■■■■■■■■で45㎡、小計1,146㎡、同じく、■■■■■■■■■■で41㎡、■■■■■■■■■■で188㎡、■■■■■■■■■■で158㎡、■■■■■■■■■■で265㎡、■■■■■■■■■■で180㎡、■■■■■■■■■■で508㎡、■■■■■■■■■■で1,838㎡、■■■■■■■■■■

■で12㎡、■■■■■■■■で6.57㎡、小計3,196.57㎡、合計7,398.90㎡でございます。令和2年2月19日に久野委員と小山（俊）委員に現地調査していただきました。

議 長 ありがとうございます。それでは、調査担当委員より状況報告をお願いします。

小山委員 特に問題はありません。

議 長 ありがとうございます。この件について、ご質問・ご意見等がありますでしょうか。

— 委員一同納税猶予地として問題ないとの見解 —

議 長 異議なしとの事ですので、今回の申請につきまして納税猶予適用農地として適当であると判断します。それでは、申請者にご入室いただきます。

■■氏は入室してください。

— ■■■氏 入室 —

議 長 申請頂きました納税猶予の適格者証明に関して、異議無く承認されましたので、証明書を交付いたします。また、納税猶予制度に関してのご説明をここでさせていただきます。

相続税納税猶予制度は、東京農業にとりまして極めて重要な制度であり、この制度の存続なしに農業経営の継続は不可能といえます。今までにも東村山市におきまして、多くの相続人の方がこの制度を利用し農業を継続しております。

つきましては、制度の趣旨をご理解いただき、特例農地を日頃からきれいに耕作されますようお願いいたします。

議 長 何かご意見・ご質問等ありましたらお願いします。

～質問等無しの声あり～

議 長 ありませんね。

議 長 続きまして農業委員会諸報告を事務局よりお願いします。

事務局 それでは農業委員会諸報告及び連絡事項に入らせて頂きます。

1月総会以降の会議等の報告、及び2月総会以降の会議等の予定につきまして報告致します。

－事務局より報告－

議 長 諸報告について何かご質問等はございますか。

無いようですので、以上をもちまして令和2年第2回東村山市農業委員会総会を終了いたします。

午後3時20分終了

上記顛末を記し、相違無いことを証明するために、ここに署名捺印する。

議 長 ⑩

議事録署名委員 ⑩

議事録署名委員 ⑩